

中心市街地活性化アドバイザーの派遣に関する要領

(趣旨)

第1条 中心市街地の活性化に資する活動を実施しようとする組織等を対象に、各種の専門的知見や経験を有する中心市街地活性化アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、まちづくりに関する指導・助言する。

(派遣の対象)

第2条 宇都宮市中心市街地の活性化に資する活動を実施しようとする団体・グループなどを対象とする。宇都宮市中心市街地の活性化に資する活動とは次の通りとする。

- (1) 社会教育を推進するための活動
- (2) まちづくりを推進するための活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(アドバイザーの業務)

第3条 アドバイザーの派遣業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の設立・運営などへの助言・指導
- (2) 調査・研究等への助言・指導
- (3) 研究会・勉強会等での講師
- (4) イベント等の企画立案等への助言・指導
- (5) その他、宇都宮まちづくり推進機構（以下「推進機構」という。）が必要と認めるもの

(派遣の依頼)

第4条 派遣を必要と組織等は、推進機構あて、まちづくり活動支援アドバイザー派遣依頼書（別紙様式1）を提出するものとする。

(派遣の決定)

第5条 推進機構は、前条の依頼書を受け付けしたときは、派遣の必要性和効果を審査し、派遣の是非を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、アドバイザーの選定が必要なときは、適切な有識者を選定するものとする。
- 3 推進機構は、第1項に規定する決定又は前項に規定する選定をしたときは、組織等に通知するものとする。

(報告書の提出)

第6条 アドバイザーからの助言・指導を受けた組織等は、終了後速やかに、推進機構あて、まちづくり活動支援アドバイザー派遣結果報告書（別記様式2）により報告するものとする。

る。

(謝金の支出)

第7条 推進機構は、まちづくり活動支援アドバイザー派遣結果報告書を受けた後、速やかに謝金を支出するものとする。この場合において、謝金の額は、予算の範囲内とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、派遣に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 9月 1日から実施する。